

新潟中郵便局の郵便区統合（集配拠点の集約）に関する具体的要員措置計画

2018年 5月17日
信 越 支 社

1 対象局

(1) 被統合局

新潟中郵便局

(2) 統合局

新潟中央郵便局

2 実施日

2018年9月1日（土）

3 発生予想過員等

別紙1のとおり

4 具体的要員措置方法

(1) 正社員

実施日において、新潟中郵便局総務部、郵便部、第一集配営業部及び第二集配営業部社員（社員コード2001）を新潟中央郵便局へ配置転換する。

(2) 期間雇用社員、アソシエイト社員、高齢再雇用社員

実施日に新潟中央郵便局へ雇用替えするが、総務部に所属する社員については、事前に雇用継続の意向確認を行う。

(3) 意向確認等の実施

意向確認等は、新潟中郵便局総務部に所属する社員に対して行う。

ア 正社員については、配転一時金算出等の準備のため、別紙2により事前に異動に伴う通勤手段の確認を行う。

イ 期間雇用社員、アソシエイト社員及び高齢再雇用社員については、別紙3により意向確認を行う。

(4) 配転一時金の支給

この郵便区統合の実施に伴い、新潟中央郵便局総務部へ配置転換となる正社員に別紙4のとおり配転一時金を支給する。

5 社員周知

局内掲示及びミーティング等で周知する。

新潟中郵便局の郵便区統合に伴う発生予想過員等（正社員）

局名	部名	計画人員数			現在員数			過欠員数 ②-①	発生予想 過員数
		現行	改正 ①	増減	新潟中央	新潟中	計 ②		
新潟中央	総務部	8	11	3	9	2	11	0	0
	第四集配営業部新潟中分室	0	24	24	0	19	19	▲ 5	0
	合計	8	35	27	9	21	30	▲ 5	0

局名	部名	計画人員数			現在員数 ②	過欠員数 ②-①	発生予想 過員数
		現行	改正 ①	増減			
新潟中	総務部	4	0	▲ 4	2	2	2
	郵便部	22	0	▲ 22	18	18	18
	第一集配営業部	2	0	▲ 2	1	1	1
	第二集配営業部	0	0	0	0	0	0
	合計	28	0	▲ 28	21	21	21

※上記表の計画人員及び現在員数には、管理者及び総務部の3001系社員は含まない。

【総務部に所属する期間雇用社員・アソシエイト社員・高齢再雇用社員用】

意向確認調書

郵便区統合に伴い、2018年9月1日（土）に、新潟中郵便局の郵便区が新潟中央郵便局に統合されます。

つきましては、新潟中央郵便局で引き続き働いていただけるかどうか等の「意向確認」を行いますので、この「意向確認調書」にご記入いただき、期日（2018年6月8日午後5時）までに所属部長（総務部副部長）へ提出してください。期日までに提出がない場合は、意思表示が無かったものとして取り扱います。

なお、必ずしも希望通りにならない場合がありますので、予めご承知おきください。

		2018年__月__日記入	
①社員番号		②所属局部	新潟中郵便局 総務部
ふりがな		④採用年月日	S・H ____年__月__日
③氏名	④ 2018年4月1日現在(____歳)	④採用年月日	S・H ____年__月__日
⑤現在の勤務状況	勤務時間	(勤務時間：1日 ____H 勤務日数：週 ____日) ※非番・週休日が曜日で決まっている場合⇒ 非番：__曜日 週休：__曜日	
	担当業務		
⑥勤務の希望	【希望の番号等に○を付け、必要事項を記入してください。】		
	1. 新潟中央郵便局総務部での勤務を希望する 【1日の勤務時間： ____H (____時頃～ ____時頃)】 【週の勤務日数： ____日 (勤務できない曜日： ____曜日)】 2. 退職を希望する【退職希望月： 8月末・9月末・その他(____)】		
⑦現住所	【上記2を選択した事情の番号に○を付けてください。】		
	1. 通勤事情 2. 家庭事情 3. その他(____)		
⑧新潟中央局で勤務する場合の通勤方法(予定)	〒 ____ 県 ____ 郡 ____ 市町村		新潟中央局
	連絡先 TEL (携帯) ____ - ____ - ____ (自宅) ____ - ____ - ____		所要時間計： ____分 通勤距離計： ____km
⑧新潟中央局で勤務する場合の通勤方法(予定)	【記入例】自宅 ____ バス停 ____ ○○駅 ____ 新潟駅 ____ 新潟中央局		
	徒歩5分 (0.3km) 10分 (2.0km) 35分 (8.0km) 5分 (1.0km)		所要時間計：55分 通勤距離計：11.3km
⑨健康状況	【自家用車通勤を予定する場合に記入】		
	新潟中央局近隣での通勤用自家用車の駐車場の要否 【 要 ・ 不要 】		
⑩その他参考事項	健康 ・ おおむね健康 ・ 病弱 現在治療している疾病等 (____) (特に知っておいてもらいたいこと等があれば記入)		

「労使関係に関する協約」に基づく配転一時金

配置転換実施日に配置転換させる正社員に対しては、それぞれ次の各号に掲げる金額の範囲内において「配転一時金等」を支給する。

(1) 配転一時金

ア 配置転換実施時の住居から配置転換先の郵便局へ通勤するときの通常の通勤所要時間が1時間30分（従来の通勤所要時間が1時間30分を超えているときは、その時間）を超える場合の異動＝48,000円

イ 前記ア以外の場合＝40,000円

(2) 配転一時金の特別加算

配転一時金を支給される正社員に対しては、次の各項のいずれかに該当する場合、前記(1)の配転一時金に次の各項の区分に定める金額の配転一時金を特別加算して支給する。

ア 配置転換実施時の住居から配置転換先の郵便局へ通勤するときの通常の通勤所要時間が1時間30分（従来の通勤所要時間が1時間30分を超えているときは、その時間）を超える場合

(7) 住居を移転する正社員のうち、配偶者を有する場合、又は次に掲げる者のうち他に生計の道がなく主として当該正社員の扶養を受けている者を有する者

＝137,000円

A 満22歳に達した日以降における最初の3月31日（4月1日生まれの者は、満22歳に達する日の前日）に達するまでの子、孫及び弟妹

B 満60歳以上の父母及び祖父母

C 重度心身障害者

(4) 住居を移転する正社員のうち、前記(7)に掲げる場合以外の場合

＝95,000円

(5) 住居を移転しない場合

＝68,000円

イ 前記ア以外の場合

(7) 通勤所要時間が異動前に比べ50分以上延長する場合＝47,000円

(4) 通勤所要時間が異動前に比べ40分以上延長する場合＝26,000円

(5) 通勤所要時間が異動前に比べ30分以上延長する場合＝11,000円

【参考】配転一時金支給要件表

通勤所要時間 (住居→配置転換先局)	配転一時金 (円)	住居 移転	親族	通勤時間延長	特別加算 (円)	合計 (円)
1時間30分超	48,000	有	配偶者		137,000	185,000
	48,000	有	扶養親族※		137,000	185,000
	48,000	有	その他		95,000	143,000
	48,000	無	-		68,000	116,000
1時間30分以下	40,000			50分以上	47,000	87,000
	40,000			40分以上	26,000	66,000
	40,000			30分以上	11,000	51,000
	40,000			30分未満	0	40,000

※満22歳未満の子、孫及び弟妹・満60歳以上の父母及び祖父母・重度心身障害者